

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 とん税法関係</p> <p>(「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲)</p> <p>7—4 法第7条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p>(11) 検疫法第26条の規定による証明書を取得するためのみの目的で一時入港した場合</p> <p>(12)～(16) (省略)</p> <p><u>(17) 船舶内において生じた海洋環境に有害な個体ばら積み貨物残渣を含む船倉の洗浄水を廃棄物処理施設に引き渡すためのみの目的で一時入港した場合</u></p> <p><u>(18) 目的地である開港又は不開港のけい留場所が満船のため目的地以外の開港に待機のためのみの目的で一時入港した場合</u></p> <p><u>(19) 開港に入港した外国貿易船が当該開港を積荷の準備等の都合によりやむを得なく一時出港し、関税法基本通達20—5(8)に規定する場合に該当して当該開港に近接する不開港に入港した後、当該開港に再入港する場合</u></p> <p><u>(20) その他上記各号に準ずる場合であって税関長が真にやむを得ないと認めたとき</u></p>	<p>第1章 とん税法関係</p> <p>(「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲)</p> <p>7—4 法第7条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)～(10) (同左)</p> <p>(11) 検疫法第26条 <u>《申請による検査等》</u>の規定による証明書を取得するためのみの目的で一時入港した場合</p> <p>(12)～(16) (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(17) 目的地である開港又は不開港のけい留場所が満船のため目的地以外の開港に待機のためのみの目的で一時入港した場合</u></p> <p><u>(18) 開港に入港した外国貿易船が当該開港を積荷の準備等の都合によりやむを得なく一時出港し、関税法基本通達20—5(8)に規定する場合に該当して当該開港に近接する不開港に入港した後、当該開港に再入港する場合</u></p> <p><u>(19) その他上記各号に準ずる場合であって税関長が真にやむを得ないと認めたとき</u></p>